

宮城県滞納債権（貸付金）収納業務委託プロポーザル募集に係る質問への回答

No.	質問事項	質問内容	回答
1	仕様書5（3）について	委託予定債権額4,458,000円について、内訳（母子寡婦と高校修学資金別）とそれぞれの債権数をお教え願います。	①母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づく貸付金の償還金 債権額 約3,643,000円，債権数 145件 ②高等学校の定時制課程及び通信制課程修学資金貸付条例（昭和49年宮城県条例第48号）に基づく貸付金の償還金 債権額 約815,000円，債権数 87件
2	仕様書6（4）①について	分割納付に於ける委託者が認めた範囲とは、事前に分割金額・回数等の裁量を与えて頂けるのでしょうか。	本来の償還計画と比べ、長期間にならない程度で、分割金額・回数等の裁量を受託者に与えることは可能と考えます。
3	受託できない債権について	以下に該当する債権は受託不可となりますので、事前にご認識願います。 ①契約書類のない債権 ②破産申立，または申立準備中の債権で保証人のないもの ③死亡債権で保証人のないもの ④時効援用されている債権 ⑤服役，拘置中の債権で保証人のないもの ⑥債務否認等契約にトラブルのある債権 ⑦暴力団，右翼関連債権 ⑧未成年者・成年被後見人・相続放棄等法的に問題のある債権 ⑨海外在住者 ⑩債権額1,000円未満債権	対象債権の範囲は仕様書5（2）に記載のとおりです。御社が受託できない債権①から⑩までについては、委託者の判断で対象債権から除外することは可能と考えます。